

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第6号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は、法第4条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1) 道路標識等による規制の対象から除く車両</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 道路標識等による法第8条第1項の規定による通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識並びにこれらに係る「指定方向外進行禁止」の標識を用いた規制に限る。）の対象から除く車両</p> <p>ア～ケ [略]</p> <p>コ 電気、ガス、水道又は通信に関する緊急修理等のため使用中の車両</p> <p>サ～ソ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は、法第4条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1) 道路標識等による規制（<u>高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。第3号において同じ。）</u>にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制、<u>駐車可の規制及び停車可の規制を除く。</u>）の対象から除く車両</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 道路標識等による法第8条第1項の規定による通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識並びにこれらに係る「指定方向外進行禁止」の標識を用いた規制に限る。）の対象から除く車両</p> <p>ア～ケ [略]</p> <p>コ 電気、ガス、水道、<u>通信</u>又は<u>鉄道</u>に関する緊急修理等のため使用中の車両</p> <p>サ～ソ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(適性検査の受検等の命令)</u></p> <p><u>第32条の2 法第90条第8項又は第103条第6項の規定に基づく適性検査の受検の命令は適性検査受検命令書（様式第20号の2の2）を、これらの規定に基づく診断書の提出の命令は</u></p> |

診断書提出命令書（様式第20号の2の3）をそれぞれ交付して行う。

（運転経歴証明書の交付等）

第32条の3 [略]

別表第1の2（第5条関係）

| 身体障害者等の区分<br>障害の区分 | 1 身体障害者 | 2 戦傷病患者                 |
|--------------------|---------|-------------------------|
| [略]                |         |                         |
| 肝機能障害              | [略]     | 特別項症から第3項症までの <u>各症</u> |

[略]

別表第2（第12条の2関係）

| 種類   | 路線名 | 区間                               |
|------|-----|----------------------------------|
| [略]  |     |                                  |
| 一般国道 | [略] |                                  |
| 道    | 45号 | [略]                              |
|      |     | 釜石市松原町二丁目35番3から港町二丁目51番50まで      |
|      |     | 釜石市両石町第4地割42番3から釜石市片岸町第1地割26番1まで |
|      |     | 下閉伊郡山田町船越第2地割30番47から山田第1地割11番1まで |
|      | [略] |                                  |
| [略]  |     |                                  |

[略]

（運転経歴証明書の交付等）

第32条の2 [略]

別表第1の2（第5条関係）

| 身体障害者等の区分<br>障害の区分 | 1 身体障害者 | 2 戦傷病患者                 |
|--------------------|---------|-------------------------|
| [略]                |         |                         |
| 肝機能障害              | [略]     | 特別項症から第3項症までの <u>各症</u> |

[略]

別表第2（第12条の2関係）

| 種類   | 路線名 | 区間                               |
|------|-----|----------------------------------|
| [略]  |     |                                  |
| 一般国道 | [略] |                                  |
| 道    | 45号 | [略]                              |
|      |     | 釜石市松原町二丁目35番3から港町二丁目51番50まで      |
|      |     | 下閉伊郡山田町船越第2地割30番47から山田第1地割11番1まで |
|      |     | [略]                              |
| [略]  |     |                                  |
| [略]  |     |                                  |

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第20号の2の次に次の2様式を加える。

様式第20号の2の2（第32条の2関係）

適性検査受検命令書

第 号  
年 月 日

様

岩手県公安委員会 印

第90条第8項

道路交通法 の規定に基づき、次のとおり適性検査の受検を命じます。

第103条第6項

拒 否

保 留

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の の処分を受けることがあります。

取 消 し

効力の停止

|                   |  |
|-------------------|--|
| 適性検査の受検を命ず<br>る理由 |  |
| 適性検査を行う日時         |  |
| 適性検査を行う場所         |  |
| その他               |  |

(A4)

様式第20号の2の3 (第32条の2関係)

診断書提出命令書

第 号  
年 月 日

様

岩手県公安委員会 印

第90条第8項

道路交通法 の規定に基づき、次のとおり医師の診断書の提出を命じます。

第103条第6項

拒 否

保 留

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の の処分を受けることがあります。

取 消 し

効力の停止

|                  |  |
|------------------|--|
| 診断書の提出を命ずる<br>理由 |  |
| 診断書の提出期限         |  |
| その他              |  |

備考 道路交通法第90条第8項及び第103条第6項に規定する内閣府令で定める要件とは、主治の医師（上記の傷病等についてあなたを継続して診察している医師をいいます。）が作成し、かつ、その傷病等の程度に関する当該医師の意見が記載されている診断書であることです。

(A4)

| 改正前                               | 改正後                               |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 様式第20号の3 <u>（第32条の2関係）</u><br>[略] | 様式第20号の3 <u>（第32条の3関係）</u><br>[略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。                |                                   |

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。